



平成27年 5月13日

各 位

会 社 名 アストマックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 本多 弘明
(JASDAQ スタンダード・コード 7162)
問合せ先 常務取締役 小幡 健太郎
電話 03-5447-8400

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 6月26日開催予定の第 3 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条(取締役の責任免除等)及び第36条(監査役の責任免除等)の一部を変更するものがあります。

なお、現行定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第37条(剰余金の配当等の決定機関)及び第38条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条(自己株式の取得)及び第38条(剰余金の配当の基準日等)を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 6 条 (条文省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
<u>(自己株式の取得)</u>	(削除)
第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株	

式を取得することができる。

第8条～第27条

(条文省略)

(取締役の責任免除等)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第29条～第35条

(条文省略)

(監査役の責任免除等)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第37条

(条文省略)

(剰余金の配当の基準日等)

第38条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

第7条～第26条

(現行どおり)

(取締役の責任免除等)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第28条～第34条

(現行どおり)

(監査役の責任免除等)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第36条

(現行どおり)

(削除)

<p><u>2. 当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第39条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以上